

日経新聞より
シルバー人材センター業務けが救済

いつもお世話になっております。すっかり寒くなり街などでもダウンシャツを着ている方をちらほら見かけるようになりました。（ちょっと早すぎる気もしますが…）季節の変わり目の体調管理、気をつけたいものです。
さて、今回も日経新聞からご紹介です。

高齢者ら請負作業中のけがを健保で救済 決定

<日経新聞 H24.10.30 より>

厚生労働省は29日、シルバー人材センターの高齢者らが請負作業中にけがをして労災保険が適用されない場合、健康保険を適用して救済するとの方針を正式決定した。

今後は健康保険法改正の是非などを同省の部会で議論し、年内に結論をまとめること。労災保険も健康保険も適用されず、治療費が全額自己負担になるケースがあり、救済を求める声に配慮した。

厚労省によると、救済の対象となるのは、同センターの高齢者のか、インターンシップ（就業体験）の学生や内職の主婦、企業の役員ら。作業中にけがをしても労災保険と健康保険がいずれも適用されないケースを救済する。

同センターの会員約80万人のうち、どちらも適用されないのは約15万人に上るとみられる。

- 労災保険に加入できるのは ⇒ 労働者であり、業務上のけが等に適用。
- 健康保険は ⇒ 業務外のけが等に適用。

今日のシルバー人材センターの高齢者の場合は、請負契約のため、労働者といえず、労災に加入できなく&業務外のけがではないため、どちらも適用されなかたのですが、政府の早い対応で救済されることになります。法律の隙間にしまった事案でしたが、今後も、働き方が多様化していく中で、柔軟な対応が期待されます。